

南部広域市町村圏事務組合理事会規程

平成4年11月1日訓令第1号

最終改正 平成6年3月1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第211条第4項の規定に基づき、南部広域市町村圏事務組合理事会（以下「理事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長及び副理事長)

第2条 理事の互選により、理事長1人及び副理事長2人を置く。

2 理事長は、理事会を総理し、理事会を代表する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序によりその職務を代理する。

(招集)

第3条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事長は、あらかじめ理事に対し招集の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を通知しなければならない。

(議事)

第4条 議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、必要があると認める場合は、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(代理)

第5条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、その理事の所属する市町村の職員をして代理させることができる。

(理事長の担当事務)

第6条 理事長は、次に掲げる事務を担当する。

(1) 理事会の議決を経るべき事件につき、その議案を提出すること。

(2) 議会の招集に関すること。

(3) 議会への議案の提出に関すること。

- (4) 職員の任免、給与及び服務等に関する事。
- (5) 予算の執行に関する事。
- (6) 条例及び規則の公布並びに規程等の公表に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、理事会の事務に関する事。

(理事長の専決処分)

第7条 理事長は、理事会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事件を処分することができる。

- 2 前項の規定による措置については、理事長は、次の理事会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

(議事録)

第8条 理事会の議事については、会議の次第及び出席した理事の氏名を記載した議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事長及び理事長が理事会において指名した出席理事 2 人が署名しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月1日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。